

租税特別措置・補助金・基金見直しの取組

財務省

2026年10月16日

「租税特別措置・補助金・基金見直し（日本版DOGE）」の取組

- 「租税特別措置・補助金・基金見直し（日本版DOGE）」の取組については、令和9年度予算編成・税制改正プロセスにおいて、要求・要望段階から一貫した見直しを実施。
- 10月9日（金）の第3回「租税特別措置・補助金・基金の徹底見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議」では、片山大臣から関係府省庁に対して、「費用対効果の検証可能性」や「重複の排除」、「基金から国庫債務負担行為の活用への切替え」等を含めた、「『補助金・基金の見直し』に向けた基本的な考え方と見直しの着眼点」を示したところ。
- 今後の予算編成過程において、関係府省庁と連携しながら 要求内容を精査し、見直しを徹底的に進める方針。

「補助金・基金の見直し」における主な着眼点

【補助金】

＜①費用対効果の検証＞

- ◆ 外部有識者やE B P Mを活用し、進捗や政策効果をモニタリングし、費用対効果を厳しく検証することが可能か。

＜②目的・手段の妥当性、出口戦略の明確化＞

- ◆ 事業内容が社会経済情勢の変化を的確に踏まえたものになっているか。
- ◆ 目的に対する手段として効率的・重点的な支援になっているか。
- ◆ 段階的に金融手法に移行する道筋を明確化するなど、出口戦略が明確になっているか。

＜③官民・国地方の役割分担＞

- ◆ 民間が負担すべきリスクまで公的支援に頼っていないか。民間が事業の進捗・成果にコミットしているか。
- ◆ 国と地方の役割分担が適切に設定されているか。

＜④重複排除＞

- ◆ 成長投資・危機管理投資を官民が一体となって大胆に進めていくことは重要だが、一方、重複排除の観点から、事業の目的や手段が近接・類似する施策が実施されていないか。

【基金】

＜⑤基金に滞留している資金の活用＞

- ◆ 既存基金について、事業の性質に応じて、基金に滞留している資金を国庫返納し、国庫債務負担行為の活用へ切り替えていくことで、予見可能性を確保しつつ、資金活用を効率化できないか。

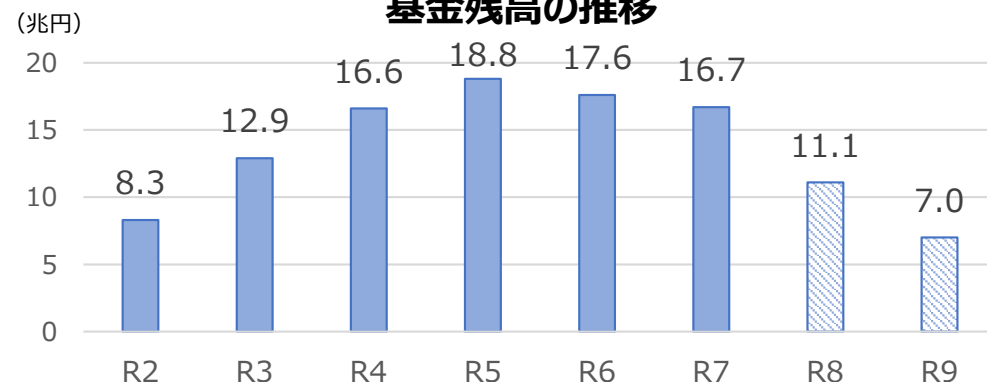
基金に滞留している資金の活用

- 基金残高はコロナ禍以降高水準で推移。そうした中、足元の金利上昇に伴い、**基金の機会費用が増加**。
- 複数年度にわたる安定的な支援の手法としては、基金のほかに**国庫債務負担行為**も存在。国庫債務負担行為は、
 - ・ 予算形式で将来にわたる債務負担を認めるものであり、**国会の議決という形で予見可能性を確保可能**。
 - ・ 初年度に複数年度分を支出する基金と異なり、初年度は複数年度分の債務負担のみを行い、**支出は各年度に行うため、資金の滞留を生じない**。
- 事業の性質に応じて、基金に滞留している資金を国庫返納し、**国庫債務負担行為の活用**に切り替えていくことで、**予見可能性を確保しつつ、資金活用の効率化を図ることが可能**。

国庫債務負担行為について

	基金	国庫債務負担行為
概要	各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要な事業 について、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保するため、国の補助金交付を受け事業者（独法等）が設置するもの (補助金等適正化法施行令4条2項)	予算の形式で、 国が、次年度以降にも効力が継続する債務を負担 することを認めるもの（※原則5か年度以内） (財政法15条)
手続き	設置する年度（初年度）の歳出予算に、基金造成費補助金として、複数年度にわたる財源を計上	設定する年度（初年度）の予算に、債務負担の「限度額」・「年限」等を計上以降、 各支出年度の歳出予算に所要額をあらためて計上 (※基金と異なり、 資金の滞留を生じない)

基金残高の推移



(注1) 地方設置基金を含まない。R8年度、R9年度は見込み値。
 (注2) 行政改革・効率化推進事務局HP掲載の「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」および行政事業レビュー見える化サイトに掲載された基金シートのデータをもとに集計。

10年国債金利の推移



(参考) 骨太方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

基金や複数年度にわたる予算措置については、長期投資に必要な**予見可能性**と、柔軟で効率的な**資金管理**を両立させる観点から見直す。…（中略）…

国家戦略上重要な長期投資等について、複数年度にわたり安定的に支援するに当たり基金、**国庫債務負担行為**による複数年度契約、財政投融资、出資等の手法について、ガバナンスを強化しつつ、**投資の性質に応じて適切な手段を活用する**。